

の生徒に対する授業料に係る支援金（以下「県立学校専攻科修学支援金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出の受理に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務とする。

別表第2に次のように加える。

10 条例別表第2の県立学校専攻科修学支援金支給事務であつて規則で定めるもの	県立学校専攻科修学支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
--	--------------------------------------	----------------------

別表第3に次のように加える。

8 条例別表第3の県立学校専攻科修学支援金支給事務であつて規則で定めるもの	別表第2の10の項に掲げる事務	当該申請を行う者に係る就学支援金関係情報
---------------------------------------	-----------------	----------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(情報政策課)

富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第54号

富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部を改正する規則

富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則（平成15年富山県規則第47号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ及び第63条第3項第5号イ」を「第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同条第2号中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ及び第63条第3項第6号」を「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号並びに第31条の2第2項第15号ニ及び第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第4条中「第38条の4第28項」を「第38条の4第29項」に改める。

第9条中「第31条の2第2項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第15号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第11条第1項中「又は第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イ」に改める。

第12条ただし書中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に、「進捗^{ちよく}」を「進捗」に改める。

第13条第1項中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に、「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同条第2項第2号中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第14条中「（昭和32年政令第43号）」を削り、「第38条の4第30項」を「第38条の4第31項」に改める。

別表第1の7の項を同表の8の項とし、同表の6の項の次に次のように加える。

7 優良宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わって土地区画整理事業の施行に関する事業を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロの規定に基づく認定を受けたことを証する書類
--

別表第2の4の項中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」

を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同表の13の項中「第2条第33号」を「第2条第35号」に改める。

様式第1号中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ、第68条の69第3項第5号イ」に改め、同様式の備考の4を同様式の備考の5とし、同様式の備考の3を同様式の備考の4とし、同様式の備考の2を同様式の備考の3とし、同様式の備考の1の次に次のように加える。

- 2 申請が租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定に基づくものである場合には、造成宅地の概要欄の2は、記載しないこと。

様式第1号中「富山県収入証紙はりつけ欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改め、「第63条第3項第5号イ」の次に「、第68条の69第3項第5号イ」を加える。

様式第7号中「第63条第3項第5号イ」の次に「、第68条の69第3項第5号イ」を加え、「富山県収入証紙はりつけ欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第8号中「第63条第3項第5号イ」の次に「、第68条の69第3項第5号イ」を加える。

様式第9号中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号、第68条の69第3項第6号」に改め、同様式の備考の3中「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同様式の備考の4中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同様式の備考の5中「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に、「又は第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号」に改め、同様式中「富山県収入証紙はりつけ欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改める。

様式第10号中「第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ」に改め、「第63条第3項第6号」の次に「、第68条の69第3項第6号」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第55号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の9の項の右欄の第1号イを削り、同号ウ中「第10条」を「第69条第1項」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同号オを同号エとし、同号カ中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号カを同号オとし、同号キ中「第26条第1項」を「第79条第1項ただし書」に、「漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号キを同号カとし、同

号ク中「第27条第1項」を「第80条第1項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号クを同号キとし、同号ケ中「第35条」を「第87条」に改め、同号ケを同号クとし、同号コ中「第36条第1項」を「第88条第1項」に改め、同号コを同号ケとし、同号ケの次に次のように加える。

コ 法第106条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可の申請の受理及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

第2条の表の9の項の右欄の第1号サを削り、同号シ中「第120条」を「第161条」に改め、同号シを同号サとし、同号ス中「第121条」を「第162条」に改め、同号スを同号シとし、同号セ中「第122条」を「第163条」に改め、同号セを同号スとし、同号ソ中「第124条第1項」を「第165条第1項」に改め、同号ソを同号セとし、同号タ中「第129条第1項」を「第170条第1項」に改め、同号タを同号ソとし、同号チ中「第129条第3項」を「第170条第3項」に改め、同号チを同号タとし、同表の14の項の右欄中第20号の7を第20号の9とし、第20号の3から第20号の6までを2号ずつ繰り下げ、第20号の2の次に次の2号を加える。

(20)の3 法第60条の2の2第1項第2号の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

(20)の4 法第60条の2の2第3項ただし書の規定による許可の申請の受理、調査及び県への送付並びに申請に対する決定の通知に係る経由事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の9の項の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

(市町村支援課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

水産企画課の項及び同表農林水産部農業技術課の項の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。

(人 事 課)